

日 時：平成31年4月24日（水）13:30～15:15

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

## 水産政策審議会資源管理分科会

### 第94回議事録

水産政策審議会第94回資源管理分科会  
議事次第

1 開会

日 時：平成31年4月24日（水）13:30～15:15

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 大森 敏弘 亀谷 寿朗 嘉山 定晃 田中 栄次 東村 玲子  
柳内 克之 山川 卓 山本 勇

特別委員 井本 慶子 久賀 みず保 小杉 和美 白石 嘉男 菅原 美徳  
津田 幸喜 船本 源司 松居 俊治 柳川 延之 山下 久弥

3 水産庁側出席者

神谷資源管理部長 保科増殖推進部長 藤田企画課長 矢花政策統括官付参事官

廣野管理調整課長 高瀬漁場資源課長 岩本資源管理推進室長 鹿田水産業体質強化推進室長

4 議事

別紙のとおり

1 開 会	1
-------	---

## 2 議 事

### 【諮問事項】

諮問第314号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（平成30年漁期のずわいがにの漁獲可能量の改定）等について	2
--	---

諮問第308号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（くろまぐろ2019年漁期の基本計画変更）等について	5
---	---

### 【審議事項】

平成30年漁獲可能量留保枠の配分について	15
----------------------	----

### 【報告事項】

(1) 第一種特定海洋生物資源の採捕数量等について	16
(2) 水産政策の改革について	17

### 【その他】

3 閉 会	
-------	--

○管理調整課長 予定の時刻となりました。ただいまから第94回資源管理分科会を開催いたします。

私、本日の事務局を務めます、管理調整課長の廣野と申します。4月に機構改革がございまして、管理調整課が本分科会の事務局をやらせていただくことになりました。よろしく願いいたします。

本日の会場ですけれども、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。いつもどおりですが、ご発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手ただいで発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中、嘉山委員が遅れるとのことですけれども7名が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員は16名中10名の方が出席しております。

最近ですけれども、本日の資源管理分科会につきましては、紙の机上配付は最小限とし、ノートパソコンにて資料をご覧いただく形にしております。画面、情報の資料番号のタブがございまして、左側にページ番号のしおりがございまして、説明に合わせてご覧いただきますようお願いいたします。うまく行えないなどありましたら、事務局員、後、左右に控えてございまして、サポートいたしますので、会議の最中でありましてもお知らせいただければと思います。また、こちらのスクリーンにおきましても資料の投影を行います。

では、まず机上の資料の確認をさせていただきます。議事次第、資料一覧、資源管理分科会委員名簿、資料3、資料6、それからパソコンの使用方法でございまして。

資料は以上となります。漏れ等がございましたら、事務局のほうにお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。

申しわけないです。報道関係、カメラ撮り、以上までとさせていただきます。撮影の方、ここでご退席をお願いいたします。

それでは開会いたします。山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様ご多用のところ、ご出席くださりましてまことにありが

とうございます。

では、早速ではございますけれども、座って議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本日は諮問事項が2件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問第314号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等についてですけれども、ご検討いただく内容は、平成30年漁期のずわいがにの漁獲可能量の改定についてということでございます。

事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の岩本でございます。

資料2-1をお願ひいたします。

まず諮問文を朗読させていただきます。

31水管第201号

平成31年4月24日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第314号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成30年12月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項に

において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

別紙がございまして、こちらが基本計画となります。変更点を新旧対照表でお示ししてございます。

主な内容につきましては、資料2-2でご説明をしたいと思います。

平成30年漁期のずわいがにオホーツク海系群の漁獲可能量の改定についてということでございます。

まず1つ目に、TAC改定後が1,264トン、改定前が1,000トンとなっております。この改定の考え方についてご説明させていただきます。

まず1つ目、このずわいがにオホーツク海系群につきましては、我が国水域への来遊状況に年変動があるということのを考慮しまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、「近年の最大漁獲量」をベースにTACを設定しているところでございます。

今漁期の沖合底びき網漁業の漁獲量につきましては、平成31年1月時点で過去最大規模の274トンに達してございます。また、2月以降の最盛期を含めた漁期全体の予想についても、従前の「近年の最大漁獲量（732トン）」を上回る1,139トンになるということでございます。

その下に沖合底びき網漁業の平成30年の予測漁獲量の考え方がございます。（1）と（2）の合算値となります。

まず（1）でございますけれども、1月までの漁獲実績は274トン、また、2月から6月の、これは予想漁獲量になりますけれども、近年の最大値ということで865トン、平成12年にございました。この274トンと865トンを加えました数字が1,139トンとなります。

3のところでございますけれども、このオホーツク海におきまして、大臣管理の数量を新たな「近年の最大値」であります1,139トンに改定をいたしまして、これに知事管理分の数量であります125トンを加えた1,264トンを、この海域の新たなTACとしたいと考えてございます。

配分についてでございますけれども、TACの配分シェアの見直しについて、第84回の資源管理分科会でお示ししましたとおり、それに従いまして、関係業界間の合意に基づき配分することといたします。

次のページは、参考として、ずわいがにTACの推移を、直近5期漁分示してござい

ます。

また、次のページの別紙につきましては、ずわいがにTACの大臣管理分、知事管理分についての配分の数量を示してございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしく願います。

柳川委員。

○柳川特別委員 機船の柳川です。

オホーツクのずわいに関しては、本当にIUU協定が、協定ができてから、ロシアからの密猟というんですか、その取り締まりを非常に現場において漁調等を含めましてしていただいたおかげで、ロシアの資源評価も決して悪くはないんですけれども、日本に入ってくる魚は、今まで密輸みたいな感じで入ってきたものが、ゼロにはなかなかあれでしょうけれども、相当ゼロに近くなっているという状況があって、そのずわいの回遊の経路で日本に入ってくるのが増えているという状況が続いています。近年、ずっと800トン近くの漁獲がある中で、ことし、30年度秋の10月から、ずっと好調な水揚げが続いているものですから、このような評価をしていただいて感謝の言葉としたいと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

では、特になければ、諮問第314号については原案どおり承認をしていただいたというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

岩本資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 本件につきましては、5月7日まで、行政手続法に基づきますパブリックコメントを実施しているところでございます。パブリックコメントを精査した上で、原案に大きな変更があった場合には再度諮問することといたしますので、なければ原案どおり承認をすることとしていただきたいと思いますと考えてございます。よろしく願います。

○山川分科会長 ただいまご説明がありましたけれども、行政手続法に基づくパブリックコメントを現在実施中ということですので、パブリックコメントを踏まえて、内容を大きく変更することとなった場合には、再度、委員のご意見を聞いていただくということといたします。

また、答申に当たりまして、事務手続上の部分的な修正とか文言の訂正等といったことにつきましては、私にご一任いただければというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

では、次の諮問事項に移る前に、事務局から1点報告があるということですので、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 前回の分科会に諮問させていただきました、すけとうだらの2019年漁期のTAC及び配分、またするめいかの2019年漁期のTAC及び配分につきまして、2月6日から3月7日まで、この期間でパブリックコメントを募集した結果をご報告させていただきます。

主なものといたしましては、両資源とも資源状況が思わしくないため、より強く保護、回復に向けた措置を行うべきとの意見をいただいております。このことに対しましては、Blimitを下回っている資源については、回復に向け支援措置を強化しているという旨を回答いたしました。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第4項の規定に基づき、第93回資源管理分科会に諮問し、パブリックコメントを実施した上で、内容に大きな変更を加える必要がなければ諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を同審議会から得ましたので、当該変更案のとおり定めることといたしました。

報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。すけとうだらとするめいかのパブリックコメントに対する対応ということでございました。

では、続きまして、諮問第308号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等についてでございますけれども、ご検討いただく内容は、くろまぐろの2019年漁期、第5管理期間でございますけれども、その基本計画の変更についてということでございます。

この諮問第308号については、3月7日に開催されました第93回資源管理分科会で既



に承認されておったわけでございますけれども、その際には行政手続法に基づくパブリックコメント中であったということでしたので、パブリックコメントを踏まえて内容を変更することとなった場合には、再度委員のご意見を聞いていただくというようなことになってございました。

今般、パブリックコメントの意見等を踏まえて、前回諮問の計画の文言を一部修正することと、それから、前回諮問から今日までの間に配分量の融通の協議が調ったと、そういうようなことがございましたので、配分量を変更することについてもご検討いただきたいというふうに思います。

前回諮問時点と今回諮問内容の変更点について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、くろまぐろの2019年期の基本計画変更に係る基本計画の検討などについてご説明をいたします。

本日、関係資料については、資料3、資料3-1、3-1の参考、資料3-2と4部でございます。紙配付の資料は資料3と資料3-1が一つにつづられておりますので、ご注意くださいと思います。

それでは、まず、2018年漁期、第4管理期間の結果についてご説明したいと思います。2018年漁期であります第4管理期間の結果について、資料3-2のスライド番号16からご説明したいと思います。資料3-2のスライド番号16になります。よろしいでしょうか。

第4管理期間につきましては、大臣管理漁業が昨年未まで、知事管理漁業が3月までで終了となっております。今般、その結果について取りまとめましたので、ご報告します。

スライド番号17をご覧ください。

こちらが大臣管理漁業の小型魚及び大型魚の漁獲の結果でございます。最終的な消化率は、小型魚が67.6%、大型魚が98.0%となっております。

なお、小型魚の消化率は、前回報告時の数値を精査しました結果、数トン漁獲実績が減少したことから、前回の報告より減少していることをご報告させていただきます。

続いて、スライド番号18をご覧ください。

こちらが知事管理漁業の小型魚及び大型魚の漁獲の結果です。最終的な消化率は、小型魚は76.2%、大型魚が52.7%となっております。

都道府県別の漁獲実績についてまとめた資料が、次のスライド番号19となります。

こちらは小型魚の漁獲実績でございますが、黄色い部分が消化率7割を超えているところでございます。

また、次のスライド番号20でございますが、大型魚の漁獲実績となります。

ご覧いただきますと、消化率が高いところが少ないように見えますが、一部地域については、前回の水産政策審議会の後に、北海道から大型魚の未利用分の譲渡を受けておりまして、その都道府県では消化率が下がっております。具体的には千葉県、東京都、静岡県、京都府、和歌山県が北海道から譲渡を受けてございます。

続いて、2019年漁期の管理についてでございます。

スライド番号21以降が第5管理期間の管理についてでございます。今回ご説明するのは、基本計画の変更に係るところでございますが、融通に係る協議の結果、都道府県及び漁業種類ごとの配分量の変更の反映、配分量変更の迅速化についての3点についてでございます。

まず初めに、融通に係る協議の結果について説明をいたします。スライド番号22をご覧ください。

配分上の融通ルールにつきましては、3月の水産政策審議会等でお示ししまして、そのルールについて記載した実施要領についても水産庁のホームページで公開をしているところでございます。

この配分量融通のルールに従いまして、水産庁では都道府県に対して、第5管理期間における要望調査を行いました。その結果を受けまして、都道府県間で融通の協議が行われましたが、要望調査の回答によって、融通を要望する数量が融通に対応可能な数量を上回りましたので、水産庁は、都道府県の要請を受けまして、大臣管理漁業との間の融通を仲介いたしました。その結果、都道府県間及び都道府県と大臣管理漁業間で融通の協議が資料のとおり調いました。また、今回の融通は、全て大型魚と小型魚の交換となっております。

まず都道府県間での融通でございますけれども、その下の図の左側でございます。北海道と岩手県の間で4.3トンの大型魚と小型魚の交換を行うことで協議が調っております。また、都道府県と大中型まき網漁業の間で合計90トンの大型魚と小型魚の効果をj行うことで協議が整っております。

この結果をまとめた表が、次のスライド番号23となります。

大中型まき網漁業の小型魚の配分量が90トン削減されるかわりに、知事管理漁業の小型魚の配分量が90トン増えてございます。また、大型魚につきましては、大中型まき網漁業は90トン増加するかわりに、知事管理漁業の配分量が90トン削減されてございます。

次に、都道府県及び漁業種類ごとの配分量の変更についてご説明いたします。スライド番号24をご覧ください。

今回の配分量の変更におきましては、まず①にありますとおり、配分量の融通結果の反映に係る処理を行います。具体的には、2018年漁期、第4管理期間で成立した小型魚の融通で、千葉県が第4管理期間に宮城県及び福島県から小型魚の配分量を融通してもらうかわりに、第5管理期間は宮城県及び福島県に千葉県から小型魚を融通することとなっていました。そのため、この融通を反映するために配分量を変更します。また、先ほどご説明しました、今期の大型魚と小型魚の交換について反映いたします。そして、この交換によって北海道の小型魚の配分量が91.5トンになりますことから、実質ゼロトンの北海道に留保から配分してきた混獲管理用の数量であります11.3トンについては、国の留保に戻してもらう処理を行います。

さらに、今回は、過去の管理期間における漁獲実績の端数等の確定も行いました。具体的には第2管理期間及び第3管理期間の漁獲実績、獲り控え数量超過による差し引き量を確定してございます。計算の結果、超過数量に対して、これまでの差し引き数量が多かった都道府県については、その数量を還付する措置を行いまして、十分に差し引きが行われていなかった都道府県は配分量の削減を行っています。

また、今般、第4管理期間の未利用分の数量が確定しましたので、第4管理期間の未利用分については、昨年12月の第92回資源管理分科会でご説明したとおり、その未利用分を過去の超過数量の繰り上げ返済に充てることのできることにしていたことから、この数量による過去の超過数量の充当処理を行いました。この結果、昨年12月にお示ししました第5管理期間の都道府県別の配分量は、過去の超過数量を差し引いたものでございましたが、この処理によって差し引く必要がなくなった都道府県がありましたので、その都道府県に対し、差し引いた数量を戻す措置を行ってございます。

これらの結果を反映したものが、スライド番号25になります。

さまざまな処理を行いました結果、この表の数字が第5管理期間の小型魚の配分量となります。

また、次のスライド番号26については、大型魚の配分量でございます。大型魚につい

では、過去の超過がないことから、小型魚のような処理は行っておりませんので、数量の変更は配分量の融通によるもののみとなっております。

続きまして、スライド番号27についてご説明をいたします。

今回の諮問につきまして、部会長のご説明のとおり、3月7日の資源管理分科会での諮問の続きとなります。前回ご承認いただく際に、パブリックコメントを踏まえ修正する場合には、再度意見を聞くこととしていましたことから、今回改めて前回の諮問の計画を一部修正し、あわせて融通等による数量変更も行いまして、再度ご意見を伺わせていただくことといたしました。

なお、パブリックコメントにおきましては、超過した場合の翌年以降の配分量の削減方法に関する意見、配分量の変更に係る手続に関する意見、沿岸漁業への増額や支援策に関する意見、また遊漁に関する意見などがございましたので紹介しておきます。

これらの意見のうち、融通等に伴う配分量の変更手続に関する意見がございましたので、この点に関しまして改めて説明したいと思っております。

基本計画の策定及びその改正についての水産政策審議会の諮問の位置づけといたしましては、農林水産省の裁量のみによる一方的な変更を防ぐための手段の一つと考えています。

一方、手続の迅速化に対するニーズといたしましては、第5管理期間以降は融通に伴う配分量の変更を頻繁に行うことを想定していますし、融通に伴う配分量の変更は、1)にありますように、全体の漁獲可能量の変更は行わず、2)にありますとおり当事者間の合意に基づく変更となっており、配分量の融通は、漁業者の利益に資するよう迅速性を確保することが重要と考えてございます。このため、基本計画における都道府県の配分量の変更について、迅速に都道府県の計画へ反映させるために、変更事由が発生した場合の手続について基本計画に記載したところでございます。

このことについては、第92回及び第93回の水産政策審議会資源管理分科会において、このような場合の手続を記載した基本計画において、委員の了承を得られているところでございます。そういったことから、管理期間中に発生した変更事由に係る手続における水産政策審議会での意見の聴取については、既に了承いただいていると考えていますが、今回は改めて資料をもとにご説明をさせていただいたところでございます。

なお、公表に関する手続につきましてもご意見がございましたが、この点については法律の規定に従うこととしまして、基本計画の該当部分については修正をいたしてござい

ます。

以上の点を含め、修正する案が資料の3-1となります。この資料3-1につきましては、昨年12月の基本計画策定時と今回の改正案との新旧対照表となっております。前回の3月7日に諮問した内容との変更点がこれではわからないので、参考資料を作成しております。それが資料3-1（参考）という資料になります。

この資料の赤字の部分が修正点でございますが、この修正箇所について、一部は誤字の修正がありますが、基本的には手続に関する修正と配分量の修正となっております。

以上で諮問内容の説明については終了いたしますが、最後に、くろまぐろに関する技術開発等の紹介をさせていただきたいと思っております。

再度資料3-2に戻っていただきたいと思っております。スライド番号28からでございます。

29のスライドが、宮城県沿岸の大型定置における取り組み事例を示しております。

右側の真ん中の方に小さく文字が書かれておりますけれども、くろまぐろが入って、それを逃がすために措置をしているのですが、横切ロープと返し網をつないでいるロープがありまして、それが右下の図の赤い部分で示されたところでございます。この2つをつないでいるロープを切ることによって、下の網締めを沈めて、小型のくろまぐろを魚獲り部の外に逃がす取り組みを行っている事例となっております。この事例によりまして、その上の地図の横にありますように、あじ、さば、いわしなどの魚が約9.4トン、くろまぐろを逃がすと同時に水揚げも行えたという報告が上がっておりますので、今回ご報告をさせていただきました。

続いて、スライド番号30でございます。

こちらは、太平洋くろまぐろの漁獲抑制対策支援事業ということで、水産庁の予算を用いて行っております技術開発事業の内容でございます。

平成30年度は、定置網において小型魚の漁獲抑制の取り組みを実施しておりまして、京都府、石川県、岩手県で取り組みを行うことに対して支援をしているということでございます。こういった漁獲改良の支援につきましては引き続き行っていく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

松居委員。

○松居特別委員 森漁業の松居でございます。

小型魚と大型魚の漁獲枠の融通につきましては、迅速に対応していただきまして、沿岸漁業者として心より感謝を申し上げる次第でございます。今後とも融通された漁獲枠を遵守し、適切な資源管理に取り組んでまいるように考えているところでございます。

くろまぐろの来遊については、年によって、また季節や地域ごとによりまして隔たりが大きいことを考えると、小型魚と大型魚の融通は今後とも積極的に取り組んでいくべきだと考えております。来遊が見通せない今の時期に要望が少ないのはやむを得ないと思いますが、限られた配分は有効に活用する観点からも、水産庁においては、各県の漁獲状況の情報開示と積極的な関与を改めてお願いしたいと思っております。

また、融通された小型魚が活用し切れなかった場合には、漁獲枠超過量から差し引くなど、漁獲枠の有効利用が図られるよう検討していくようお願いしたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。3件でございます。

1件は、もう岩本室長が今割と途中で言われていたことですのでけれども、もうそろそろ「第5管理期間」とかいう数え方を「2019年漁期」とかに変えていただいたほうがわかりやすいかなと思っております。「第25管理期間」とかになると、もういつの話か多分わからなくなるだろうなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、枠の融通手続きのことですけれども、迅速化するというのは、実際、そこにニーズがあるから融通があって、迅速に行われなければアンダーグラウンドになるおそれが高いわけですので、迅速に行われる、そのために手続きが簡素になるということは望ましいことかと思っております。

ただ、もちろんそれが、ここに資料番号27にも書いてありますように、裁量の余地などがなくて機械的に行われているということが担保されるということ、つまり、外から見ても公平だとか公正だとかいう状況がより見えるようにということが望ましいとも考えられるということをお述べさせていただきます。

最後なんですけど、この枠の融通をかなりいろいろやっている、一番最初の当初の割

り当てというのが、何かちょっと考え方が難しくなっていくのかなという、初めは一体何だったんだということになるのかなということ、懸念しているというよりも疑問に思っているという程度なんです、今のところ全体の枠が変わってないので、あまりいじる理由がない。国際的な枠が決まってない、変わっていないのでいじる理由もないかと思うんですけれども、今後それが変わってきたときに、また改めて議論になるのかなというふうには考えています。これは、3つ目はコメントですね。

ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

岩本資源管理推進室長、何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 冒頭、1点目にありました管理期間の名称について、平成から令和になったということもありますし、管理期間の呼び名につきましては、一般の人から見てもわかりやすい名称にしていくということについては検討していきたいと思えます。

また、今回のご審議いただいた内容に、やはり水産庁のほうの関与と申しますか、そういうものが働かないものについては、なるべく現場の漁業者さんのことを踏まえて迅速に、その上で公平性、または透明性を確保しながら進めていくということをご説明させていただきましたので、きょうご了承いただけるのであれば、こういった方法で進めていきたいと考えてございます。

○山川分科会長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

嘉山委員、お願いします。

○嘉山委員 この間の土曜日からきょうにかけて、大型まき網が50キロ平均のマグロを700トンぐらい水揚げしているんですよ。このままとり続けたら、3,000トンの枠がすぐ終わってしまうと思うんですけれども、確認なんですけれども、まき網業界で細かくそこは期間期間でいろいろと分けているんですよ。

○山川分科会長 廣野管理調整課長、よろしくお願いいたします。

○管理調整課長 今お話になった話は、我々もよく承知しています。まき網業界、枠に達しないように、一定のところを超えたら個別配分という形で、しっかり枠を守るようなルールをあらかじめ決めておまして、それに沿ってやっています。確かに従来よりは期間が少し早いというので、市場のほうも少しびっくりしているようなお話も聞いておりますが、今言ったような形でとりますので、枠を超えてしまうとか、そういうようなおそれはないということで、しっかりコントロールしながらやっていきたいという

ふうに思っております。

○嘉山委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 では、田中委員、よろしくお願いいたします。

○田中委員 田中でございます。2つコメント。

1つは融通についてなんですけれども、まず、仲介ご苦労さまでしたということです。沿岸も、達成率はずっと低いんですけれども、これ、なくなってしまったんですが、本当に共同管理枠で、定置の共同管理枠のような形で仲よく共同管理できれば、多分毎年達成率99%ぐらいに、計算すると恐らくなるんです。それができないのは、まき網業界のようにタグを組んでできないからなので、やっぱり今後はそういう団結をしてやらないと、国内の実績がどんどん下がる。下がれば、結局国際間での枠が下がるという可能性もあるわけなので、ぜひそういう指導をしてほしいなということです。

それから、2点目は、最後に紹介のあった技術開発の件ですね。これ、定置はやっぱりどんなに頑張っても、枠を守ろうとするとどこかで逃さなければいけないことがどうしても起こるので、いろいろなアイデアを積極的に何か紹介する機会があるといいなというふうに思いました。できれば漁業者に直接説明していただくのが一番効果的だと思うんですけれども、以上です。

○山川分科会長 ご意見として承ったということでよろしいでしょうか。

廣野管理調整課長、よろしくお願いいたします。

○管理調整課長 コメントありがとうございます。

1つ目の点、我々もまさに同じ思いでございます。ただ、実情を聞いていますと、県の中でも地域割りしたものの融通が、我々も心配して、だったらどうですかという話もしているんですが、なかなかうまくいかないみたいなものもありますけれども、方向性としてはおっしゃるとおりですので、地域地域で融通し合うというのは、全体としての最適のためにそういうことが必要なんだっていうこともよく理解いただきながら、今後ともこういう融通がスムーズにできるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

技術開発の点ですけれども、特に定置ですね。おっしゃるとおりだと思っております。これまでも、昨年とかおととしもやっておりますが、日本定置漁業協会という定置の団体がございまして、そこでいろんな事例を集めて、そこを共有化を図るというような取り組みもやっております。まさにこういうのは、お金をかければという話じゃなく



て、それこそ網を、クレーンで沈めるみたいな、お金をかけずに有効な方法なんかもありますので、そういうのが浜々に広がって的確に取り組めるようにしていきたいと思います。引き続きやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

では、特にないようでしたら、諮問第308号については原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですのでそのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上でございます。

それでは、諮問第308号について、確認のために答弁書を読み上げさせていただきたいと思います。

#### 答申書

3 1 水 審 第 3 号

平成31年4月24日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

平成31年3月7日付け30水管第2582号をもって諮問のあった下記事項については、別添のとおり修正のうえ実施することが適当であると認める。

#### 記

諮問第308号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（くろまぐろ2019年漁期の基本計画変更）等について

以上でございます。

それでは、答申書を神谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から神谷資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、審議事項に入ります。

平成30年漁獲可能量留保枠の配分についてですけれども、審議いただく内容は、まさ

ば及びごまさばの漁獲可能量留保枠の配分についてということでございます。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料につきましては、タブレットのほうの資料4となります。

まさば、ごまさばにつきましては、TACのうち、既に留保を設けまして、資源の来遊状況に応じて不足が生じた場合には留保から配分するというにしているところがございます。今回、4県から留保の配分を求める要望がございましたことから審議いただくものでございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。最初に、背景をご説明したいと思います。

4県の背景でございますけれども、大体よく似た背景でございます。まさばの良好な来遊が継続しているということでございます。その結果、漁獲量が積み上がってきている。各県では、関係団体においては超過することがないように指導に当たっているという状況でございます。また、まき網がある県におきましては、内部取り決めによる必要な措置を実施しているという状況となっております。こういったことから、配分量の算出の考え方についてご説明をしたいと思います。

まず(1)でございますけれども、算出式につきましては、年間の予測漁獲量と各県に定められた数量の差としたいと思います。それに、今回来遊状況の特異性等に鑑みて、以前、留保枠と言っていました調整枠を上乗せするというを基本的に考えたいと思っております。

年間の予測漁獲量についてでございますけれども、(2)の①でございますが、まず7月から3月までの実績値、②としまして、4月10日までの実績をもとにしました推計値、10日までございますので、あとの残りを推計するというでございます。また、5月から6月につきましては、過去の5漁期年の漁獲実績の月ごとの上位3年平均の合計値とさせていただきたいと思っております。

次のページでございますけれども、調整枠についてでございます。

調整枠につきましては、配分の時期、漁獲の状況、また再評価の結果、漁況予測等を踏まえ、以下のとおりとしたいと考えてございます。また、この枠につきましては、資源の来遊状況に応じ配分する旨を都道府県計画に定めるものといたします。

まず、まさば太平洋系群とごまさば太平洋系群についてでございますけれども、先ほど説明しました(2)の③の値に、枠囲みしております式から得られた平成30年漁期の来遊状況の特異性をあらわす比率を乗じて算出していききたいと思います。

具体的な比率についてですけれども、過去5漁期年の月ごとの上位3均値の合計、7月から3月を分母としまして、分子のほうに平成30年漁期の実績値の合計、7月から3月、これから1を引くということで計算をしたいと思います。

また、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については500トンということで考えてございます。

こういったことを踏まえて、1枚目に戻っていただきたいと思いますが、三重県につきましては1万7,500トンを今回配分するものでございます。宮崎県については1万2,500トンになります。また、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、長崎県に1,500トン、鹿児島県に4,000トンを留保から配分するというご審議をお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等よろしくお願ひいたします。特にございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、原案のとおり決定するというごことでよろしいでしょうか。

では、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

第一種特定海洋生物資源の採捕数量等について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資料5をお願ひいたします。

まず1枚目でございますけれども、第一種特定海洋生物資源の採捕量について、平成30年12月31日までに採捕された数量を記載してございます。まあじ、まいわしについては12月までの漁期でございますので、確定をしてございます。

また、次の別表1については、魚種ごと、また大臣管理分、知事管理分、それぞれに分けた数字というような形になってございます。

別表2については、都道府県知事管理漁業におけます第一種特定海洋生物資源の採捕数量の一覧ということでまとめさせていただいてございます。

4枚目が、第二種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量ということで、このようにまとめさせていただいてございます。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

では、特になければ、次の事項に移りたいと思います。

水産政策の改革について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 お手元の資料6をお願いしたいと思います。

今後の資源管理の進め方についてでございます。2020年12月までに施行されます改正漁業法のもとで新たな資源管理を開始できるように準備を進めるというものでございます。

まず、最初の新たな資源管理についてでございますけれども、資源をMSYを達成する水準に維持または回復させることを管理の目標としてございまして、このため、資源評価におきましては、資源量、漁獲の強さ、これらに加えて、MSYとの関係をわかりやすく図示したものとして、神戸チャートと呼んでおりますが、こういったものを公表していきたいと考えてございます。

また、管理の目標を達成するためには、漁獲管理のシナリオについても、関係者で幅広い意見交換を通じて決定していきたいと考えてございます。この漁獲シナリオに基づきまして、毎年のTAC等を決定していくということでございます。

今ご説明しました内容を、別紙の1にまとめさせていただいてございます。

資料6の、また1枚目に戻っていただきまして、こういった新たな資源管理を進めていく中で優先的に取り上げていく資源ということでまとめさせていただいているのが2のところでございます。関係者にとりましても初めての取り組みであるということで、優先的に検討を開始する魚種について、①、②に記載してございます。

まず①でございますけれども、資源水準が極めて悪く回復に急を要する資源ということで、すけとうだら日本海北部系群、ほっけ道北系群、これに関連する系群としましてすけとうだら太平洋系群を挙げてございます。

また、②でございますけれども、②については、これまでの取り組みの結果、資源が回復したもの、さらに、改正漁業法においてMSYを達成する水準を資源管理の目標とすることで、漁業の成長産業化と我が国の利益の最大化を目指すことに優先して取り組むべきと考えられる資源ということで、まさば太平洋系群、また関連資源としましてごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群、ごまさば東シナ海系群を挙げさせていただ

てございます。

この資源につきましては、別紙2をお開き願います。

すけどうたら日本海北部系群の親魚量について、推移をグラフでお示しさせていただきます。

2017年の親魚量については5.8万トンということでございまして、この5.8万トンについては、安定した幼魚の発生が見込まれる最低限の親魚量、Blimitと呼んでおりますが、このわずか37%と大きく下回ってございます。この5.8万トンといたしますのが、禁漁を要求される水準に近い水準であるというふうな状況でございます。

また、次のページに、ほっけ道北系群の親魚資源量の推移を挙げさせていただいております。

2017年の親魚量は1.6万トンでございまして、この1.6万トンについてはBlimitのわずか25%と大きく下回っている。また、禁漁を要求される水準にも近いということでございまして、両系群とも資源が悪いというような状況になってございます。

また次のページをお開き願いたいと思います。

まさば太平洋系群でございますけれども、まさば太平洋系群につきましては、これまでの取り組みの結果、資源が回復しまして、2017年の親魚両はで90.6万トンでありまして、Blimitを上回っている状況でございます。引き続き増加基調ということでございます。

こういったことを踏まえまして、先ほど説明しました優先的に取り上げる資源ということで挙げさせていただいております。

続きまして、今後の進め方についてご説明をさせていただきたいと思います。

今後は、都道府県、漁業関係者、あと加工流通関係者の方々との意見交換を6月以降に、複数回開催して進めていきたいと思っております。この意見交換会をステークホルダー会合と呼んでいきたいと考えてございます。このステークホルダー会合の開催に当たりましては、あらかじめ研究機関から管理目標の案というものと、この管理目標とする資源水準までの達成期間、何年で達成させるかということと、これに伴いまして毎年の資源量、価格などの推移がどうなるかというのをお示しさせていただこうと考えてございます。

ほっけ、先ほど対象資源ということでご説明させていただきましたけれども、ほっけにつきましては、特に沿岸漁業は数量管理導入への反対が根強いということがございま

して、こういった資源につきましては、関係者の意見を十分聞きながら対応を検討していきたいと考えてございます。

また、議論を通じまして休漁などの支援措置が必要となる場合においては、国の方で支援策を検討していきたいと考えてございます。

あと、関係者のこういった意見も踏まえまして、具体的な資源管理の内容を、今後定めていきます資源管理基本方針の案を策定しまして、今後、水産政策審議会への諮問、答申を経て定めていくというところでございます。

今申し上げましたのが別紙の3に図示してございます。ステークホルダー会議を開催する約1カ月前に、管理目標の案ですとか漁獲シナリオの案を提示させていただきまして、それとほぼ同時に、ステークホルダー会議の開催日時、場所、また対象資源を周知させていただきたいと考えてございます。

続いて2枚目をお願いしたいと思います。その他というところでございます。

法律の経過措置としまして、改正法の施行から1年以内は、現行の資源管理方法による管理を行うことが可能となっております。そういったことから、現行のTAC魚種、先ほど述べました資源を除くTAC魚種、また指定漁業の許可及び取締まり等に関する省令のもとで数量管理を行っている資源につきましては、改正法の施行日から1年以内までに、改正法の資源管理における位置づけについて準備を進めていきたいと考えてございます。

参考に示してございますのが、水産政策審議会で議論を想定する事項ということでございます。前回、口頭で私のほうから説明させていただいたものを紙にしてございます。

1の①でございますけれども、資源管理基本方針の制定・変更。水産政策審議会の意見を聞くこととされている事項として、①の資源管理基本方針の制定・変更。また、特定水産資源ごとに、管理年度ごとの以下の数量の設定・変更ということで、TAC、TACのうち都道府県に配分する数量、TACのうち大臣管理区分に配分する量、こういったことを今後ご審議していただくということでございます。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしく願います。

松居委員。

○松居特別委員 松居でございます。

今般、北海道の主要魚種であるすけそうだら、ほっけについて協議を開始すると今説明を受けましたが、沿岸漁業者の立場から一言発言をさせていただきたいと思います。

資源管理の必要性については、北海道の沿岸漁業者も十分に理解しておりまして、長年歯を食いしばって、資源を守るためのさまざまな取り組みをしてきたところでございます。特にほっけにつきましては、平成24年から海域全体で漁獲努力量の3割削減を行ってきたことに加え、卓越年級群が発生した際には、若齢魚の獲り控えも上乘せして実施してまいりました。その結果、ほっけ資源は現在回復に転じているところでございます。したがって、こうした自主的に資源管理措置を行っている魚種についてはTACにすることなく、地域における資源管理の取り組みを十分尊重願いたいと、そのように考えております。

また、すけそうだらにつきましては、より厳しいTACが課せられることを危惧してございますが、漁業者は長年にわたってTACをしっかり守っており、環境要因によって資源回復が妨げられたのは明らかでございます。資源評価の制度に関しましても、国の研究機関ではいまだに精度の高い資源予測ができていない状況でございます。ついては、資源に対する漁業者実感をしっかり取り入れることに加え、常日ごろから浜に足を運んでいる地元水産試験場の見解を全面的に採用願いたいと、そのように考えております。

さらに、本日の水政審ですけそうだら、ほっけの魚種名が公表されることについては、つい最近になって突然告げられたところでございます。先般、水産庁は、関係地区の組合長会で説明を行ったが、着業している業者には全く周知されていなかった状況でございます。今後関係者との協議を始めるとしておりますけれども、まずは漁業者に対してしっかりと説明を行うのが先であり、十分な理解、納得を得てから水政審で公表するのが順序ではないか、そういうように考えております。

最後に、一昨日、全道地区の代表、組合長が集まって本件を協議しましたが、今般の取り進め方は納得できないという意見で一致したことを申し添えて、発言を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 このようなご意見がございましたけれども、まず水産庁の方からご回答をいただければというふうに思います。

○資源管理推進室長 委員のご発言がありましたとおり、すけとうだら、ほっけについ

ては、特に北海道にとって重要な水産資源であると認識してございます。また、漁業者の方々の資源管理を行っているという状況も、我々も把握してございます。

ただ、現状、資源水準が、先ほど説明しましたように、安定した幼魚の発生が見込まれる最低限の親魚量水準、Blimitを大きく下回っているということを踏まえて、ゆっくりと回復基調にはありますけれども、そういった資源の状況をしっかりと把握した上で、今後どういった資源管理を行っていくのが適当かということ、MSY水準の資源量をどうやっていくかということ踏まえて、まずは我々からお示しさせていただきたいと思っております。

先般、北海道の浜々を回らせていただいたわけですが、まず、このすけとうだら、ほっけについて、本日、水政審の場で議論を始めるということをお伝えするというところをご説明していただいております。資料のほうにも書かせていただいておりますけれども、ほっけについては、特に数量管理導入の反対が根強かったということは、我々も浜に行って実際漁業者の方々から意見をいただいたところでございますが、これについても、関係者の意見を十分聞きながら対応していきたいと考えてございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 ありがとうございます。

今の松居委員のご意見にも関連すると考えるんですが、この新たな資源管理、これが水産政策の改革のまさに原点であり、これは私も論をまたないと思っております。

ただ、きょう、今ご説明をいただいた中で、この資料6というのが新たな資源管理、そして優先的に取り上げる資源、今後の進め方、これが説明のその他のことも含めて並行的に行われようというふうになっているように感じます。

この漁業法の改正の後、まずは現在のTAC魚種、これがMSYに移行する中で、どのような内容及びスケジュール感で行われるのか、また、共通理解がその部分でまず必要で、それを示すのが先ではないかと思っております。このイメージとか共通理解がない中で、新たな魚種の議論を開始する、このように並行的に行うというのは順序が違うんじゃないか。

先ほどの別紙1のあたりの説明も、非常に雑駁でよくわからなかったわけですが、ここが本当に丁寧に説明をされ共通理解がされる、これがまず第一前提だと思っております。



また、魚種ありき、TACありきでスタートするとすれば、国際規制の中でのクロマダロでさえ、これだけ大きな混乱がまだ生じ続けておりますが、これよりひどい轍を踏むことになるのではないかと大変危惧するところであります。

この漁業法の改正の中で、昨年の衆議院の農林水産委員会における国会附帯決議、これでも、TAC、IQの設定に当たっては、漁業者、漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聞き、現場の実態を十分に反映するとなっております。これが基本だと思います。

また、水産庁が、全国、百何十回パンフレットで説明をしていただいたわけですが、ここでも沿岸漁業については、まずは漁獲量を適切に把握する体制づくり、これがまずありきということをずっと説明をいただいております。沿岸での調査体制が調っていない。また、今、松居委員もおっしゃられたように、漁業者、漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聞き、現場の実態を十分に反映するという国会附帯決議の部分もできていないというふうに、私は今のお話を聞いていて思った次第であります。しっかりと、現場との協議、ここが調った段階で水政審に上げるべきだと思います。

沿岸漁業に数量管理を導入するという事は課題が多いわけですし、全漁連としても沿岸漁業における資源管理の検討に当たっては、これまでの自主的な共同管理の有用性、この効果を踏まえて、数量管理によることが困難な場合においては、インプットコントロールやテクニカルコントロール等の従来行っている管理手法、これの組み合わせによる資源管理が継続して取り組めるよう措置していただきたいという要望もしております。長官からも、漁獲量管理によって効果が見込めるかどうか、これを踏まえて、TAC導入魚種、これを選定していく旨回答いただいております。

TAC魚種の拡大というのは、対象魚種ごとに沿岸漁業における数量管理の具体的方法、漁業経営の影響緩和対策、また資源評価方法、漁獲量の把握方法等を国が明確に示して、これに基づいて沿岸漁業者との協議を行って、了解が得られた場合のみ行うということをごここで改めて求めたいと思います。一部、今の中の説明にもありましたけれども、全て網羅的に具体的に示されているということではありませんでした。

また、初めに戻りますけれども、新たなこの資源管理について進めていかなければいけない、これは大前提で、当然ここには賛同するわけです。決して反対しているわけではありません。まず、進め方については、比較的取り組みやすいところから進めていくということがよいと感じておりますので、無理をしないで持続的に取り組める体制、これをこの際しっかりと構築して進めていただきたいと思います。

長くなりましたけれども、意見を言わせていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ご意見ありがとうございます。

資源管理の進め方、今回4魚種、7系群ということでお示させていただいてございます。当然ながら、どうやっていくかということも並行して説明をしていきたいと思っております。

ただ資源管理をする、先ほど大森委員からも大事だということでお話しいただきました。やはり、その魚種によって現場の実態も異なっていると思います。そういったことも踏まえて、今後、関係者と意見を交わしながら議論を進めていくということで、資源管理の進め方、別紙1の内容等についても、あわせて説明をしながら進めていきたいと考えてございます。

○大森委員 よろしいですか、もう一言。

今、並行してとおっしゃったんですが、私、今言わせていただいたとおり、並行してではなくて、まず最初に、ここの資料でいえば、この新たな資源管理の物の考え方をしっかり浜におろして、その中身が具体的にどうなのかということをちゃんと理解をしていただいた上で、その先に進めないと、あわせて魚種の選択の部分を含めてやっていくということになると必ず混乱が起きますので、そこはもう一度申し上げたいと思います。

○山川分科会長 神谷資源管理部長からご発言があるということですので、よろしくお願いたします。

○資源管理部長 ありがとうございます。

いろんなご懸念があるのは承知しております。それで、新たな資源管理の一番大切なところが、まず、この資源が持っているポテンシャルがどこにあるのかというのをはっきり明確にするということでもあります。それで、ポテンシャルと今ある現時点とを比較して、そこに向かって、いつまでにどういうふうに達成していきましようかというのをみんなで決めていこうということでございますから、そういうプロセスを開始しましょうということなんです。

ですから、よく誤解されがちなのは、これで、もう決めたからこのとおりやれというのじゃなくて、みんなが参加する中で、本来のポテンシャルはここだということを科学的に示して、そこに向かって沖合漁業はどんなふうにしようか、沿岸漁業はどんなふうに

しようかと、それを何年までに到達しようかというのを議論をスタートしましょうというところが大事なポイントでございます。

よく、沿岸の漁獲量がちゃんと把握できる体制づくりが大切ではないかというのは、それは当然のことです。一方で、漁業資源というのは、漁獲量のデータ、つまり資源評価に耐え得るデータが調っているのか、調っていないのかというのも魚種によって違います。当然、幾つかの魚種というのは漁獲データがなかなか足りないものはあるんですけども、幸か不幸か、今我々がお示ししている魚種というのは、日本の資源評価の中でも最もデータが調った魚種だと考えております。

そういった意味で、水産業の成長産業化というのを考える中で、特に今まで苦しんできた沿岸漁業というのが早く回復していくためには、やっぱり特に、たまたまこの上がった魚種、2魚種は北海道でございますけれども、北海道の沿岸の資源の回復がないと、大きな意味での日本の漁業の回復というのものないと思っておりますので、決して一方的に決めつけるのではなく、みんなでデータが調った中で適正な議論をしていきたいと思いますというのが一番の大きな目標でございます。

そういう意味で、決して決めつけるわけではなく、これから議論を開始していきたいということでございますし、そういった意味では、きょうの水政審にも、議論をスタートさせていただきますという報告でございまして、当然、物事を、これからやりますステークホルダー会議なんかで理解が得られて、初めてこういったことをやりたいという成果物を改めて水政審にお諮りすることになるというふうに考えております。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

柳川委員。

○柳川特別委員 機船の柳川です。

今言った、沿岸漁業も含めて、北海道の魚種を狙い撃ちされているような感じしてます。すけそう、ほっけと言われれば北海道という感じなので、今、漁獲も、沿岸漁業も沖底もほとんど同じぐらいの量になっていて、なおかつ、すけそうもほっけも、すけそうは、もう20年以上、沿岸と沖底で資源管理協定を結びながら、体長制限をしながら、なおかつTACもありますけれども、資源管理をずっとやってきて今に及んでることと、先ほど松居委員もおっしゃってましたけれども、ほっけについては、もう平成24年から、それこそ道総研さん、道庁が入って、このままでは危ないから、皆さん、ちょっと資源管理をしましょうということで24年から始まって、最初はまだいろいろあり

ましたけれども、やっとな今の、多分見てもらえばわかるんですけども、漁獲圧が今半分以下になっている。なおかつ、昔はほっけはすり身にする状況でしたけれども、すり身に回さないようなことまでやって流通をさせているという中で、やっとな今、ほっけは割とすけそうに比べて資源回復が早いということがあって、やっとな少し見えてきているという中で、この間も地区回りをされて、水産庁の方が行って説明をされていますけれども、相当反発があったと聞いています。それはもう、自分たちが何をやってきたのか全然理解してもらっていないということが本音だと思うんですね。

だから、今回も、さっき田中先生も言っていましたけれども、MSYの話だって、皆さんわかったようにしゃべっているけれども、わかっている人が誰もいないというのが沿岸の漁業者ですと言うとあれですけども、本当にわかっている人がいないと思います。先ほど神谷部長がおっしゃったみたいに、ポテンシャルの話も、聞いている話だと、遠い昔に1回しかなかったようなポテンシャルの数字が出てきたり、例えば、きょうの議論じゃないですけども、いわしなんて、昔の100万トンも200万トンも揚がっているときのポテンシャルを見られたら大変な話になるわけですよ。その辺も十分に理解というか、今まで、去年の日本海のすけそうもそうなんですけれども、一方的に説明をして、危ないからとにかく我慢してくださいと説明をしてきましたということですけども、この間、私、3月の水政審でもしゃべりましたけれども、2019年のTACが認められないと私は発言したんですけども、水政審に上がったと、個人の意見で、それで終わっちゃいますよね。

ただ、現場の皆さんは日本海のすけそうについては、現状のTACを全然認めていないですよ、本当に。仕方なくこういうふうになっているということをおわかっていただいて、今度、ほっけが始まるということになると、また日本海ですよ。太平洋はほとんどほっけは、いないことはないですけども、道南は去年大分とれましたけれども、また日本海の話ですよ。どうしてこんなに日本海をいじめるのというのは日本海の本音で、なおかつ資源が戻ってきているという理解をみんなしている。北海道の道総研さんの担当者も、そういう理解をしているという中で、水研、悪いですけども、国のほうは悪い悪いと言いながら締め付けるというようなようにしか聞こえてこないんですね。

だから、先ほどまた大森委員もおっしゃっていましたように、本当にちゃんと理解というか、わかってもらった上で進めてほしい。並行で進めるんじゃなくて、きょうみたいな公の場になって、すけそうもほっけも、もう大前提で始めるという、多分これも公

になったわけですね。そういうことから始まって、もうこれ、並行して、きょう並行、並行と何回もおっしゃるから、非常に私は危惧しているんですけども、もう並行してやっていくんだということになっていっちゃうのが非常に恐ろしいんです。特にすけそうもほっけも、沿岸漁業も沖底にとっても相当重要な資源で、これが本当にだめになれば、北海道の日本海の沖底がなくなっちゃうというぐらいの、資源を十分大事にするという意識は持っているので、そういうところから、まず議論——議論じゃなくて、ちゃんとわかるように。本当にだめならやりますよ。本当にだめとか理解をさせていただかないと、この国の進み方は、ちょっとまだ私は疑心暗鬼というか、相当不信感を持っているということでございます。

以上です。

○山川分科会長 神谷資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

今までの進め方に不信感を持たれているというのは、十分私どもも理解しているつもりですので、そういうものの払拭も含めて一生懸命、方本当に一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

これは決して北海道の日本海をいじめるんじゃないで、逆に言うと、役所としてこれだけ真正面からこの問題に取り組もうとするのは、いかにして北海道の日本海の漁業を回復しようかという真面目な気持ちのあらわれだと思ってください。ころっと変わって、いきなり真面目になったから信じろと言われても、それはこれまでの積み重ねがあるので難しいとは思いますが、そこは真摯に説明してまいります。

自主管理をいろいろやっていただいたというのは十分わかっておりますし、だからこそ、このすけそうだらの別紙の2にしても、ほっけにしても、今ちょっと上向いてるわけですから、この上向きをどこまで持っていくか。じゃ、持っていった先にどういった未来があって、それを皆さんでどういうふうに配分するのか。特に沿岸の漁業者の方々、私がこういうふうに言うと口はばったいかもしれませんが、沿岸漁業者の若い方というのは、やはり今、お子さんが大きくなるまで漁業から離れられないとか、いろいろあるでしょうから、そういった方もずっと漁業を続けていけるようにするためにはどうしたらいいのかというのを本当に真面目に考えていかないといけないんだと思っております。

そういった意味で、我々としても一生懸命やりますし、水研センターのほうも、このステークホルダー会合の最初は資源評価のほうにかなり時間をかけて、皆さんの質疑応

答なんかにも相当時間をかける予定と聞いております。協議も何回も始めますので、そういう意味でのスタートであって、決して物事を決めつけけるわけではないと。根本にあるのは北海道の日本海側の漁業の回復だという点ですね。そこをご理解いただければと思います。

○山川分科会長 松居委員。

○松居特別委員 今、沿岸漁業者の若い人の将来を考えているという話がありましたけれども、それを考えるのは机の上でなくて、浜に下がって考えてもらいたいというのが我々の願いなんです。我々沿岸漁業者というのは、一日一日を一生懸命生きているんですよ。零細漁民として精いっぱい生きているんですよ。そのことも十分考えて、やっぱり浜の理解をとって、それから始めるという方法にしてください。

○山川分科会長 では、このようなご意見がございましたということで、丁寧にご説明いただきながら、浜の方々のご理解をいただきながら物事を進めていただくということで、よろしく願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。一研究者の意見ということで述べさせていただきたいと思っております。

まず、大体今の議論でうっすらわかってきたんですけども、この別紙の1というのを拝見したときに、例えば研究機関ってどこなのか、行政機関というのはどこなのか——両方ありますよね。水産庁とか県とか、そういうのがきょう説明していただけるのかなと思っていただんですけども、何か説明もないし、会議の終了の時間も近いですし、そういうことはまた個別具体的に、魚種とかによっても異なってくるので、ここで何かざっくりご説明いただくと、今の議論がまたもう一回起こるような気がしますので、初めは説明をお願いしますと言うつもりで挙手をしたんですけども、それは、そういう個別具体的なほうがいいのではないかなというふうに考えました。

そもそも私が意見を言おうと思っていた、例のIQ問題のほうへ移るわけなんですけれども、ここに書かれている資源管理目標というのは、恐らく数値のことだと思うんですね。MSYの水準とは何トンか。それを達成するためには、例えば何年かけるか。今までも何か5年でとか、そういう、MSYは出てこなくてもですね。

それとは別に、漁業管理なり資源の管理を何のためにするのかというのは、やはり別途あるというふうに考えています。それは、例えばもちろんみんながもうかることを前

提としつつも、ある程度平等なほうがいいのか、競争に強い人を残すのかというのは、これはまた個別に違う話だと思います。何が言いたいとかと申しますと、それによってIQの入れ方ですとか、そもそもIQを入れるのかですとか、漁獲努力量でやったほうがいいのかとか、そういうことが決まっていくということがどこにも書かれていないというところを、ちょっと私なら書くかなということでコメントさせていただきます。

また、もう一つ、研究者として述べていますけれども、漁協であったり業界団体というのは、日本の漁業管理において大きな役割を果たしてきています。多分ステークホルダー会合にはそういう方々も参加されるのだと思いますけれども、この別紙1に注文をつけるならばですけれども、そこはちょっと明記されてもいいのかなというふうに考えました。

以上でございます。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

これについては、コメントをいただいたということでよろしいでしょうか。

では、続きまして、柳内委員。

○柳内委員 皆様のご意見と思いは大分同じなんですけれども、1つ申し上げさせてください。

今いろいろご説明いただきまして、ある一定のステークホルダー会合での合意形成を得てから水政審に諮問へかかるのかなとイメージしているところでございます。ぜひその運用でお願いしたいなど。

それで、このステークホルダーにはどういった方々が参加されるのかなというところで、都道府県や漁業者、流通関係等々も書かれておるんですけれども、「など」ということで可能性があるのかなというところで、今回、初めてのMSYという明確なものが出てくる初動の部分なので、学識経験者の方もステークホルダーに含めていただくのも、より漁業者の理解を進める上では一つ有効なんじゃないかなということでご検討いただきたいなと思います。

以上です。

○山川分科会長 ステークホルダー会合につきまして、どういう範囲を考えておられるかとか、そういったことはございますでしょうか。

○資源管理推進室長 今、柳内委員からもありましたとおり、ここで「等」の中で含めさせていただいておりますけれども、学識経験者も入っていただくということで、なる

べく幅広く関係者を集めた会議を複数回行っていきたいと考えてございます。

○山川分科会長 ほかにごございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 1つコメントと1つ質問なんですけれども、コメントの方から先に。

今、いろいろ資源管理の進め方について議論があったと思うんですけれども、見切り発車的になってしまったのはやむを得ない面もあるんじゃないかと思うんですが、本来は、管理計画をどういう方針で策定するか、その議論があるべきだと思うんですね。どの魚種を選んでとか、その具体的な話になる前に、そもそも資源管理というのは人を管理することなんですよね。漁業者を通して、漁業の経済活動を通して、魚の数量、資源をふやすわけですから、それを実際に運用しているのは人なので、いかに人を管理するかというのが資源管理の課題なわけですよ。その場合、一番まず大事なのが信頼関係で、その信頼関係がないから、「おまえの言うことを信用できるか」みたいな意見が今いっぱい出てるわけですよ。ということなので、それがまず最初に獲得しなければならないということですね。

皆さん、多分一番漁業者の方が懸念されているのは、漁業は経済で動いているということですね。そこを実際に管理していくときにどう組み込んでいくかということも含めて計画を策定する。恐らく今回のすけとうの話は、すけとうを規制すると、ほかに、これがとれないのならばほっけに行くだろう。そうすると、すけとうは回復しても、今度はほっけがだめだという、モグラ叩きになる。過去にいろいろそういう経験があるわけなんですけど、そういうことでこうなってるんじゃないかなというふうに、ぶっちゃけた話、そう思うわけなんですけれども、そういう基本的な作戦も含めて計画策定をするのが本来のあり方だとは思いますが。

それがコメントで、特に、それからステークホルダーに関係して言うと、今後は、学識もそうなんですけど、消費者も入ってくるだろうと。今の国際情勢でいえば、乱獲してとっているものは買わないと、そういう消費者もいるので、そういう意見も取り込んでやっていかないと、こういうのは、何かある日突然爆発して不買運動に発展すると困りますので、そういう視点も含めてご考慮いただきたいということです。

2つ目、コメントじゃなくて質問なんですけれども、資料6の別紙の2の、すけとうだらとほっけの親魚の資源量というのがありまして、いずれも、親は何か絶滅寸前じゃないけれども、物すごく低い水準で、目を覆いたくなるような水準なんですけど、この図



で、ほっけのほうには再生産性効率という小さい図が載っておりまして、これは1匹の親からどれぐらい子供が生き残っているかという生き残りの割合をあらわしているわけですね。85年から2015年、最近年まであるんですけれども、これを見ると、生き残りの割合が、資源量が多かったときも少なかったときもそんなに極端に変わっていないということがわかるわけです。そうすると、親が減ると子供も大してふえないというか、少ないということが、この図からわかるわけですね。その隣の漁獲の割合を見ると、確かに最近少し下がってきてはいるんですが、漁獲の割合は2010年ぐらいまではかなり高かったということがわかるわけです。

いずれにしても、子供をふやして、親が増えて生き残って増えてくれないと回復しないんだらうなというのは、この図からわかるんですが、すけとうのほうはないんですね。こういうのも、隠したのかということになるので注意していただきたいなど。たしかこれ、すけとうも同じような感じだったと私は記憶しているんですけれども。

○山川分科会長 神谷資源管理部長、よろしく申し上げます。

○神谷資源管理部長 ありがとうございます。

隠したんじゃないくて、親切でつけたつもりが、そういうふうに思われるというのは私の不徳のいたすところなんですけれども、実は、何でここだけにつけたかという、ほっけが1985年に物すごく低くて、95年まで、TACも何も入れてないのにぐっと上がっていますよね。やっぱり、ここは何かちょっと説明しないといけないだろうと。そうしないと、ぐっと下がっていても、また放っておけばぐっと上がるんだよっていうんじゃないくて、田中先生が言われたような関係があるからだというのを補足説明するためにつけたというところです。

一方、すけとうだらの方はずっと、ある意味一定の水準はあったのが急に右肩に下がっているんで、ちょっとつける必要はないかなと思っていたんですけれども、確かに先生のおっしゃられるような観点というのもあるので、資料を作成するときにはもうちょっと気をつけたいと思います。

○山川分科会長 では、以降、よろしくお願ひいたします。

では、嘉山委員。

○嘉山委員 ちょっと話が戻るんですけれども、ステークホルダー会合と、この辺の流通関係のことなんですけれども、今の段階では、漁業者は高く売りたいわけですよ。魚屋は安く買って高く売りたい。最後の消費者も安く買いたい。それをいかにみんなて話

し合って信頼関係を得て説明していくことによって、漁業者がとったものを適切に高く買って、さらに高く買ってといて、流通が回って水産業界がよくなるような資源管理にこれからなっていけばと思うので、その辺、考慮して、各団体、各流通段階、全てを組み入れた資源管理ができていけば、自分はいんじゃないかと思います。

○山川分科会長 貴重なご意見をいただいたわけですが、関連してですか、大森委員。

○大森委員 この別紙3の今後のスケジュールなんですけれども、先ほど私の申し上げたとおりで、今日のこの資源管理分科会で優先的に取り上げる資源を提示して、それに基づいて今後の議論がされていくということについては納得できません。もう一度、先ほど言ったような並行的でないという部分、浜の理解が本当にされるのかということ、協議がどんどん進んだ中で、それで行くということではないということをもう一度申し上げたいというふうに思います。よろしくご検討いただきたいと思います。

○山川分科会長 再度の念押しのご意見がございましたけれども、よろしいでしょうか。神谷部長。

○資源管理部長 この新しい漁業法では、資源管理計画とか管理方針が決まった場合に、水産政策審議会に上げて、そこの意見を聞くというのがはっきり法律で明示されております。ただ、ですから、逆に言いますと、できていきなりここでお示ししても、かえって混乱が生じると思ひまして、逆に言いますと、こういったものも始めていきますところを、法律のほうには定められてないですけれども、こちらのほうで報告させていただいたというのが趣旨でございます。

いずれにしても、実際の議論は、沿岸の漁業者さんとか、当然沖底もありますけれども、ご理解が得られなければ進むわけもないわけですし、そういった理解が得られてないものを我々が強制的にまとめて、ここの場で「これ、資源管理方針ができましたので採択をお願いします」と言っても採択されないというのも十分わかっておりますので、逆に言うと、本当に丁寧に丁寧に進めたいからこそ、きょう、こういったご報告を事前にさせていただいたという趣旨でございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 しつこくてすみません。神谷部長のお話は理解するところなんですけれども、先ほど田中委員もおっしゃったように、この資源管理は人の管理で、その人をどう動かすかという、そこの信頼感という面からも、このステークホルダー会合というのは、

幅広い方々が先ほど言われたように入ってくるわけですね。ですから、やはり管理をする当事者である漁業者、ここがまず落ちないと、このステークホルダー会合でどんどん話が進んでしまうということになると、本当に管理をする漁業者のやるべき中身が理解されない中で無理やり進んでしまうおそれがあると思います。慎重にお願いしたい。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

東村委員。

○東村委員 大森委員の前にやめようかなと思ったんですが、資源の管理は人の管理だとおっしゃったところについて、私もそれにプラスかな。さっき、何のために資源を管理するかという話をさせていただきましたけれども、最終的には漁業者がもうかるためであって、そのためにMSYがあるのであってというところが、何かMSYが先にぽんとくるから、みんな何かちょっと裏切られたというか、資源のほうが私たちより大事なと思われる方もいらっしゃるようなので、この書きぶりがちょっとなというので、先ほど述べさせていただきました。大森委員のおっしゃることと同じことだと私は信じています。

ありがとうございます。

○山川分科会長 どうも、貴重なご意見ありがとうございます。

では、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、この件はこれぐらいにさせていただきたいと思います。

では、続きまして、その他というところに入りますけれども、その他ということで、何かご発言ございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 ことしもアニサキスが、猛威を振るってはいないんですけれども、風評で猛威を振るっているそうなので、水産庁から厚生労働省のほうに、アニサキスのほうの食中毒問題をどうにかできないかと、また要望をお願いします。

○山川分科会長 要望があったということで、よろしく願いいたします。

ほかに、その他ございますでしょうか。

では、ないようでしたら、次回の会合の日程について、事務局からご案内、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 次回の資源管理分科会ですが、既に事務局から日程を調整させて

いただいております。6月上旬をめどに開催をお願いしたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は、長時間にわたりご議論いただきまして、大変お疲れさまでした。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。